

Web通帳(普通預金)規定

「Web通帳(普通預金)」(以下、「本サービス」といいます。)につきましては、普通預金規定、普通預金(照合表口)規定、キャッシュカード規定、および<ナント>ダイレクト利用規定(以下、「関連規定」といいます。)によるほか、次の規定(以下、「本規定」といいます。)によりお取扱いいたします。なお、関連規定と本規定で相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. Web通帳(普通預金)

- (1)本サービスは、通帳・照合表の発行に代えて<ナント>ダイレクト(以下、「ダイレクト」といいます。)によりこの預金の入出金明細を確認いただくサービスをいいます。
- (2)本サービスにおいては通帳を発行しません。また本サービスが附帯する預金口座において必ずキャッシュカードを発行させていただきます。
- (3)本サービスにて提示できる内容、前提となる利用条件は当行ホームページ等にて提示しますので、内容をご確認ください。

2. 取扱店の範囲

- (1)本サービスは、原則、「現金自動預入払出兼用機(以下、「預入払出機」といいます。)のご利用、またはダイレクトのご利用によりお取引いただきます。
- (2)当行の店舗をご利用の場合、本サービスが附帯するこの預金は、取引店のほかどこの店舗でも預入れまたは払戻しいただけます。

3. ダイレクトによる入出金明細の確認/キャッシュカード規定との関連

- (1)本サービスにおけるダイレクトで提供する「入出金明細照会」の照会期間は、当行所定の期間といたします。
- (2)本サービスにおいては、キャッシュカード規定に関わらず、「預入払出機を使用した通帳による振替入金」はご利用いただけません。
- (3)本サービスは、いつでも本サービスを解約して通帳・照合表を発行する方式に変更いただけるものとします。この場合、ダイレクト入出金明細照会の照会期間は、この預金の所定の照会期間に戻ります。

4. 通帳・照合表の発行形態の変更

- (1)お客さまは、当行所定の方法によりこの預金に本サービスを附帯させることができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込みいただくことができません。
 - ①「<ナント>ダイレクト」の利用申込みをいただいていない場合。
 - ②本サービスを附帯させるこの預金口座を<ナント>ダイレクトの「代表口座」または「サービス利用口座」に登録いただいていない場合。
 - ③本サービスを附帯させるこの預金についてキャッシュカードを発行していない場合。
 - ④その他当行所定のサービスをご利用の場合。
- (2)この預金に本サービスを附帯させる場合、通帳または「普通預金(照合表口)取引明細帳」は本サービスに変更した時点でご使用いただけなくなりますので、当行にご提出ください。
- (3)変更時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、窓口へご用命ください。

5. 預金の受入れ

- (1)本サービスが附帯するこの預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れるときは、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

6. 預金の払戻し

- (1)本サービスが附帯するこの預金を店頭で払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に記名・押印して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。暗証番号は当行店頭へお客さまご自身で入力してください。
- (2)前項の手続きに加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

7. 預金の解約

- (1)本サービスが附帯するこの預金口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。
- (2)前項の手続きに加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

8. <ナント>ダイレクトにより提供する本サービスによる対象取引

- (1)<ナント>ダイレクトにより提供する本サービスによる対象取引は、当行所定の取引とします。
- (2)取引の実行日は、原則として受付当日とします。ただし、所定のお取引については依頼内容の確認時点で当行所定の当日取り扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱い」とします。

9. 本サービスが附帯するこの預金口座にかかる<ナント>ダイレクトの解約/サービス利用口座の削除

- (1)本サービスが附帯するこの預金口座にかかる<ナント>ダイレクトを解約した場合、本サービスを解約したものとみなします。
- (2)当行から<ナント>ダイレクトを解約する場合、当行は、お客さまに通知することなく、この預金を通帳・照合表を発行する方式に変更することもできるものとします。この場合、通帳または照合表のいずれとするかの選択権は、当行が留保します。
- (3)本サービスが附帯するこの預金口座にかかる<ナント>ダイレクトのご利用を中止する場合、あらかじめ本サービスを解約してください。
- (4)本サービスが附帯するこの預金口座をサービス利用口座から削除する場合、あらかじめ本サービスを解約してください。なお、本サービス解約依頼のないまま、この預金口座をサービス利用口座から削除した場合、本サービスを解約したものとみなします。
- (5)本サービスが附帯する預金口座であるサービス利用口座を解約した場合、本サービスを解約したものとみなします。

10. 本サービスが附帯するこの預金口座に関する通知

本サービスが附帯するこの預金口座に関する通知、交付または送付する書類については、届出の氏名・名称、住所にあてて郵送することとします。

11. 未利用口座管理手数料

- (1)当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴求します。
- (2)未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。
- (3)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。

12. 規定の変更等

- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上